

# 告示

## 埼玉県告示第千九号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十二条第一項の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害がん具等として、次のとおり指定する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

指定番号	種類	名称	構造等	指定理由
十二	がん具	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになってい る洋弓で、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から五十センチメートルの距離で〇・〇七重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの	青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。